

陳 情 番 号	陳情第13号
件 名	臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情
受付年月日	令和6年10月30日
回 付 委 員 会	厚生委員会
(陳 情 要 旨) 世界では、移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、日本人が思わぬ医療事故や犯罪に巻き込まれるリスクは増加している。 この状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしている。国際移植学会（TTS）及び国際腎臓学会（ISN）は2008年、人体器官の取引を犯罪とし、移植ツーリズムの防止を署名国（135か国）に求める「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を発表した。不正な臓器移植に対処する法律も各国で制定され、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年にスペイン、2015年にイタリア及び台湾、2019年にカナダ及びベルギー、2022年にイギリスで関連法が整備されている。 我が国では、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会及び日本透析医学会が2022年12月に前記の宣言内容の履行強化を誓う「イスタンブール宣言2018 5学会共同声明」を表明したが、それに対応する法律はいまだ整備されていない。 我が国の臓器提供は年間100件程度にとどまっており、希望者の0.6%程度（出典：公益社団法人日本臓器移植ネットワーク）しか移植手術を受けられない深刻なドナー不足の状況にある。この現状から、海外へ渡航移植する人は後を絶たない。厚生労働省の調査によれば、海外での臓器移植手術後に国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人に上る。 海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしないあっせんを行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在している。実際、国の認可を受けずに臓器移植のあっせんを行ったとして、NPO法人の理事が逮捕、起訴されている。このほか、国連人権報告官より、臓器移植のために無実の囚人を搾取していると指摘されている中国に対して、我が国の民間企業が免疫抑制剤を供給したり医療機関が技術指導を行うなど、人道問題への取組に積極性を欠いているとの批判も受けている。 このような状況を踏まえ、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備等を求める意見書を国へ提出することを強く要請する。 （意見書案文等掲載略）	
結 果	令和6年12月10日 内容を了知する。